

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和7年5月29日

【開催日】 令和7年5月29日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後5時5分

【出席委員】

分科会長	奥 良 秀	副分科会長	吉 永 美 子
委 員	中 岡 英 二	委 員	古 豊 和 恵
委 員	前 田 浩 司	委 員	山 田 伸 幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副 議 長	中 村 博 行		
-------	---------	--	--

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三	福 祉 部 長	尾 山 貴 子
福祉部次長兼高齢福祉課長	田 尾 忠 久	高齢福祉課技監兼地域包括支援センター長	荒 川 智 美
高齢福祉課課長補佐	竹 内 広 明	高齢福祉課主査兼高齢福祉係長	藤 永 一 徳
高齢福祉課主査兼介護保険係長	別 府 奈 緒 美	高齢福祉課介護保険係主任	木 口 屋 裕 樹
高齢福祉課介護保険係主任	末 永 久 美	地域包括支援センター所長補佐	岡 手 優 子
障 害 福 祉 課 長	池 田 哲 也	障害福祉課課長補佐	松 本 啓 嗣
障害福祉課障害福祉係長	幸 池 百 子	障害福祉課障害福祉係主任	蔵 本 優
障害福祉課障害支援係長	古 谷 直 美		
社 会 福 祉 課 長	和 田 英 樹	社会福祉課主幹	道 元 健 太 郎
社会福祉課主査兼生活保護係長	日 高 辰 将	社会福祉課地域福祉係長	田 邊 浩 巳
福祉部次長兼子育て支援課長	石 田 恵 子	子育て支援課課長補佐	野 原 崇 史
子育て支援課子育て支援係長	藤 田 浩 子	子育て支援課保育係長	神 田 陽 子
市 民 部 長	梅 田 智 幸	市民部次長兼環境課長	山 本 満 康
生活安全課長兼空き家対策室長	熊 野 貴 史	生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査	山 田 幸 生
生活安全課空き家対策室主任	末 富 江 里	南 支 所 長	坂 根 良 太 郎
環 境 課 主 幹	湯 淺 隆	環境課主査兼環境保全係長	磯 山 聡
環境課主査兼環境政策係長	原 野 浩 一	環境衛生センター所長	須 子 幸 一 郎

環境衛生センター所長補佐	古 谷 道 治		
--------------	---------	--	--

【事務局出席者】

事 務 局 長	石 田 隆	庶務調査係長	山 田 寿 実 子
---------	-------	--------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第45号 令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について

午後1時30分 開会

奥良秀分科会長 皆さんお疲れさまです。ただいまから一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。審査内容につきましては、お手元のとおり進めてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。議案第45号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）につきまして、審査番号が振っておりますので、そのとおりに進めてまいります。まず審査番号1番につきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 それでは、53ページをお開きください。審査番号13、空家等活用促進区域活性化事業について御説明します。本事業は、令和5年12月の空家法の改正により市が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定めることが可能になりました。これは中心市街地や地域再生の拠点など地域の拠点となる区域について、空き家等が集積すると当該地域の本来的機能を低下させてしまうおそれがあるため、空家等の活用が必要と認められる区域を空家等活用促進区域として定め空家等の活用を通じて地域における経済的社会的活動を促進するものです。この区域を設定することのメリットとしてこの区域内では、市から空家等の所有者に対して誘導用途に供するため要請することができるようになることと、このたびは該当しておりませんが、空家等を誘導用途に供するために規制の合理化等の措置を講

ずることができるようになります。55ページを御覧ください。このたび設定した区域図になります。LABVプロジェクトによりAスクエアがオープンし、このAスクエアを中心としたセメント町周辺地域に設定いたしました。こちらの区域につきましては、商工労働課所管の空き店舗リニューアル補助金の区域図と同一としております。56ページを御覧ください。こちらは「山陽小野田市空家等対策計画（第2期）」に定めましたセメント町周辺空家等活用促進区域の空家等活用促進指針となります。令和7年2月よりパブリックコメントを行い、令和7年3月に改訂しております。指針には活用促進区域に係る事項を定めることとされております。（1）の基本的事項において区域の現状や、設定の目的等を記載しております。（2）の活用する空家等の種類については、区域内のすべての空き家を対象とします。（3）の誘導用途については店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものとしております。表現が分かりにくいですが、これは国土交通省の区域設定に係るガイドラインにより建築基準法別表第2の表現を使用することとされているためであり、店舗、飲食店を誘導用途といたします。（4）その他として設定後の周知について記載しております。ホームページ等で周知し所有者に誘導用途へ要請することとしておりますが、具体的には区域内の空家等の所有者に文書にて周知を行い、活用希望者に対し個人情報を提供してよいかの同意を取ります。活用希望者に対しては市役所内関係課で連携・情報共有し、空家等の所有者につなげるようにいたします。また、市役所以外に相談に来られる場所として不動産業者も考えられますので、関係団体に対しても周知を行います。53ページにお戻りください。この事業の成果指標については、区域内の空き家の活用数としております。予算については54ページを御覧ください。事業費215万3,000円の内訳は空家等跡地活用促進事業補助金として200万円、普通旅費として15万3,000円です。補助金の説明をいたしますので、57ページをお開きください。赤枠で囲った空家等跡地活用促進事業の補助金を新設いたします。目的といたしまして跡地を活用するため誘導用途に活用する区域内の空き家の解体を促します。範囲は空家等活用促進区

域内としております。対象者は対象空き家の所有者及び相続人か対象空き家が所在する土地所有者及び相続人、跡地の活用者としております。補助対象経費としては跡地の活用につながる空き家の解体費用です。老朽危険度調査については既存の老朽危険空家等の補助金は一定の老朽度がなければ補助対象ではありませんでしたが、跡地活用の補助金については老朽度を求めません。解体後の跡地利用については誘導用途に供することとします。補助率は5分の4で上限200万円としております。令和7年度は1軒分の予算とさせていただきました。次に58ページをお開きください。旅費の説明をいたします。空家等管理活用支援法人について先進地視察の費用です。こちらの空家等管理活用支援法人の制度も令和5年12月の空家法の改正により市が指定できるようになりました。この法人の役割としては所有者・活用希望者への情報提供や相談等が挙げられております。今後、空家等活用促進区域について、市で所有者と活用希望者とのマッチングを行ってまいります。将来的には不動産等の専門知識を要する団体にマッチング業務を委託できないか検討したいと思っております。このたび先進地の視察ということで旅費を計上させていただきました。視察先については現在のところ長野県塩尻市を考えております。54ページにお戻りください。財源内訳として空家等対策総合支援事業補助金として100万円を充て、一般財源は115万3,000円です。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部から審査事業の説明がありましたので、質疑を求めたいと思えます。質疑をされる際は、資料のページ数を述べられて質疑をお願いしたいと思えます。

山田伸幸委員 この活用促進区域内の対象となる店舗に、例えばこういうのは駄目だとか、こういうのはいいというような制限が何かあるんでしょうか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 基本的には商工労働課と同一の基準とし

ております。商工労働課の基準として対象が小売業、飲食業、サービス業、項目も細かく掲げられておりますので、そういった基準で対応したいと思っております。

山田伸幸委員 それは、深夜営業を伴う、あるいは接待とかができるような、そういう店舗もオーケーだということでしょうか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 そこは規制がありまして、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める業種等は除く、あとは市長が不相当と認める業種を除くという規定がございますので、そちらで対応したいと思います。

奥良秀分科会長 その規定はどこにありますか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 こちらは商工労働課の空き店舗のリニューアル補助金の要綱になります。

奥良秀分科会長 分かりました。では、現在この空き家等活用促進区域図で、対象となるような空き家というのは、何件ぐらいあるか把握しておられるでしょうか。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 現在のところ、48件になります。

山田伸幸委員 48件というのは所有者がはっきりしている、あるいは相続人がはっきりしている建物なんでしょうか。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 所有者は、確認をしている最中でございます。不明なところにつきましては、空家法に基づいて所有者の特定をする予定でございます。

山田伸幸委員 この区域内にはいわゆる危険空家等は存在していないということ
とでよろしいのでしょうか。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 調査をした段階では危険空家
と認めるところの発見はございませんでした。

熊野生活安全課課長兼空き家対策室長 補足で、対象空き家のうちAランク、損
傷なしの空き家が14戸、Bランク、部分的に損傷ありで危険でない
という空き家が12戸、Cランク、部分的に危険な損傷がある空き家が1
8戸、Dランク、全体的に危険な損傷を放置すれば倒壊のおそれがある
空き家が4戸となっております。

奥良秀分科会長 所有者が分かっているものと分かっていないものの数は報告
できますか。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 確かな数字じゃないんですけど、
今、調査をかけているところでは、あと2件ぐらいが所有者の死亡等で
まだ調査をしている段階でございます。

奥良秀分科会長 ほとんどが分かっているということで、分かりました。

中岡英二委員 先ほどの対象の空き家が48件とありましたが、さっきの説明
の中で、1件分の予算取りと言われたと思います。これ毎年1件1件、
来年400万円に増えていきますけど、こんなもので進むんですか。

熊野生活安全課課長兼空き家対策室長 今年度始めたばかりですので、まずは1
件を目標に頑張っていきたいです。今年度の状況によりまして、来年度
の要求額を決めたいと思います。

中岡英二委員 来年度の400万円は仮定ですか。令和8年度ですか、400万円と書いてありますけど、これを増やすということですか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 今年度の状況によりまして、そこは変更をかけるつもりでおります。このたび跡地活用の補助金を予算要求させていただきましたけれども、実際のところ、こちらは解体をして跡地に新規で店舗飲食店を建てる際の補助金になります。既存の空き家を改修して、店舗飲食店にしていだける場合については、商工労働課のほうの補助金も使えますので、そちらも御案内をいたします。もう一つ、生活安全課の持つております地域コミュニティーの活用補助金もございます。空き家空き店舗を例えば地域の活性化に資する施設、例えば、子供食堂であるとか自治会館であるとか、そういった場合に改修する場合についても補助金を用意しておりますので、そちらの3本立てで進めてまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 今の説明の中になかったんですけど、塾はオーケーなんですか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 塾についても、サービス業に当たるということでオーケーでございます。

前田浩司委員 先ほど、Dランクの総数が48件、こちらの方全員に関係文書を送られるのですか。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 はい、そのとおりでございます。

前田浩司委員 続いて、今の所有者がいるとか、いないとかというときに、その跡地の活用者という話がありました。所有者がいて、なおかつその跡地の活用者がいる。跡地活用者というのはどういったケースが考えられるのですか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 先ほどの補助金の説明の際に申し上げたことだと思っんですけれども、補助金の申請者として跡地の活用者も申請可能であります。ただ、そのときには空き家の所有者であるとか、土地の所有者の同意を頂くようにしております。

前田浩司委員 だから、このエリアの跡地活用というのは、例えばこういう業種っていうか、何かもう限られた条件というのはあるんですか。このエリアの中で活用するためには、こういう条件、それ以外の条件のものを例えば、条件に満たさないものもあるのか。どういったケースが満たされないのかというのは、何か基準があるんですか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 先ほど店舗、飲食店と申しあげました。基準については、商工労働課のリニューアル補助金のほうと同一としておりまして、制限がかかるものとしては、先ほど申し上げた風俗営業等の規制等及び業務の適正化等に関する法律に定める業種等と市長が不適当と認める業種を除くということにしております。

山田伸幸委員 せっかくAスクエアがあるんですから、やっぱり地域の活性化が果たされるのが一番いいと思っんです。例えば何件かをまとめて、それを持ち帰るなど、いろいろ工夫しながら、割と大きめの土地を拡張するとか、そういうことは考えておられないですか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 将来的にはそういった活用方法も、全体的にはあるとは思います。エリア全体としてどうするかっていう話になろうかと思います。そちらは、LABVの担当課であります企画課とも協議しながら、そういった話が上がったときには十分協議していきたいと思っております。

山田伸幸委員 それと、パブコメにかけられたということだったんですが、意見等は上がってきたんでしょうか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 意見はございませんでした。

吉永美子副会長 先ほど対象が48件と言われましたね。考え方としては、できるだけ早くと言われるのは、もちろん分かっている上でお聞きするんですけど、どのぐらいをめどで、この48件を解決させようという考え方、指針的なものを持っておられるんですか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 考え方として市ができることは、空家等の所有者に対して誘導用途に供するように要請することができるようになります。あとは制度の周知啓発のあっせんとか、補助制度のお知らせ、それから、所有者と活用希望者のマッチングを市でするようになります。実際に出店いただけるかどうかは、土地の所有者と活用希望者の話になるので、市としてはうまくいくように支援していきたいと思っております。

吉永美子副会長 何でお聞きしたかという、先ほどの事務事業調書で目標が2件となっているから、これだけ見ると、毎年2件を目標にして、単純に言えば24年間という考え方でおられるんだらうかと思った部分もあります。どのように考えておられるかっていう、あくまでもこれは目標であって早ければ早いほどっていうことですよね。その中にRMOは関わっていますか。声かけとか、相談に乗るとか、そういうRMOとの関わりはここであるんでしょうか。これはないんですか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 RMOが何か施設を改修してということであれば補助は使えますし、RMOとの連携という意味では、今後、連携できるところもあるかと思っておりますので、関係課とは十分協議していきたいと思っております。

古豊和恵委員 Aスクエア周辺の活性化、セメント町の活性化ということで、

これを始められたと思うんです。山陽小野田市内に空き家はたくさんあるんですけど、その中でも、ここをまず始めようということで始められたと思うんです。かなり広い区域を設定されていますけれども、まず、Aスクエアを中心にというのであれば、市としてどの辺りを率先して重点的に開発して、どういうふうにしていこうという狙いはあるんでしょうか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 資料でお示した区域図の中の全ての空き家を対象としておりますので、この区域図の中の空き家については、対象として進めていきたいと思っております。

古豊和恵委員 資料を見てますので分かるんですけども、例えばその区域内の端っこからじゃなくて、やはりAスクエアの周りから攻めていこうとか、ここからやっていこうとかというのはないんですね。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 空き家の活用希望者の方から、例えば空き家がどこにあるかとかいう問合せがあったときに、空き家の情報提供が十分できるようにしたいと思います。その辺は、活用希望者と十分お話を進めてまいりたいと思います。

山田伸幸委員 実はセメント町では今、何件かのいわゆる長屋みたいになっているところが、民間の事業者に買収されて、どうもアパートが建っていくようなんです。そういったことが進めば、確かに人は何人が集まってくるかもしれませんが、いわゆるにぎわいと言われるような店舗の誘致が遅れてしまうように思うんですね。やはりこのAスクエアで、にぎわいということから考えたときに、市がもっといろいろな考えを持って、まず空き家の活用を考えられるのなら、積極的に働きかけ等をしていかないと、そういった民間事業者に後れを取ってしまうんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

古川副市長 Aスクエア周辺の区域の活性化ということで、いろいろ意見を頂きました。基本的には、そこを開発するというのはディベロッパーのほうが、どのような形で出てくるかっていうのができるだろうと思いますし、その中でいろいろな制度を市が整備して、マッチングをしていくっていうのが、スタートした時点での考え方でございます。そういった中で、今、委員がおっしゃられましたディベロッパーがいろいろこう動いておられるという情報をキャッチはいたしておりますので、その辺の情報を得ながら、動きたいと思います。またRMOとどう関わるかというのもございましたが、RMOとして公共的なものを持ってくるということになれば、その辺の手だても行っていき、所管の部署との協議は、後でいたしたいと思います。特に、これは空き家ということで、今回議案に上がってますけど、先ほど来から会長が言われましたように、ここにどういう網がかかっているかは、商工労働課の空き店舗の要綱が対象になっております。本来、商工労働課の所管であります。このAスクエアの周辺については、ほかの地域より手厚い補助を整備いたしておりますし、ここが今後どのような形になっていくかというのは、空き家の所管の生活安全課だけではなく、特に商工労働課との連携は必要だと思います。加えて、今後、市としては、関係人口等々についても力を入れておりますので、シティセールス課等々も、連携をする必要があろうと思います。今回、計上した予算につきましては、スタートしたということで、頂いた意見を参考にしながら、対応していきたいと考えております。

古豊和恵委員 今回は、1件200万円、来年は2件で、400万円ということは、来年は何円という規定がないのであれば、来年もし5人が手を挙げられたら、その5人が100万円ずつ受けられるということになるのでしょうか。

奥良秀分科会長 走り出しなので、何とも分からないかもしれませんが、もし分かれば答弁お願いします。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 200万円については、1件分の解体の費用ということになります。来年度5件分の方が手を挙げられたとすれば、また御相談させていただいて協議いたします。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。実際、Aスクエアが建つ前から大体ビジョンは立てたと思うんですけど、その周辺というのが、市が思っているビジョンというか、図面というか、何かお考えがあるんですかね。今、漠然と200万円で解体といったものを出されていると思うんですけど、どういうふうにしたいのかというものが何かあるんでしょうか。担当課はちょっと違うのかもしれませんが、あくまで今日ここで出されていますので、担当課の生活安全課で聞くしかないんですけど、何かビジョンをお持ちなんでしょうか。

梅田市民部長 ビジョンというお話でございませけれども、LABVの一環として、ここがかつてセメント町商店街ということで非常ににぎわっていたという場所というのは皆さん御存じだと思います。にぎわいの再創出というところで、定住人口だけではなくて、交流人口も増やしたいというところが最大のビジョンになろうかと思えます。その中で空き家が50件近くあり、これを活用しない手はないであろうというところで、このインセンティブをもって、できれば住居ではなくて、店舗を誘導したいというところで、ちょうどAスクエアも完成したところでございませし、この周辺で商工労働課のほうの要綱でも、この範囲が決められておりますので、それに合わせてやっていこうというところが今、思っておるビジョンでございませ。

奥良秀分科会長 住居ではなくて店舗という、もうそれが一つのビジョンだと思うんですけど、そういったものが実際、市民というか、所有者に伝わっていると思われませか。

梅田市民部長 今から始める事業でございますので、これからその地区の空き家の所有者には、そういったことを始めますよという通知を送るようになります。あわせてホームページや広報紙等でも、市ではこういったこの辺りのにぎわいの再創出について動いてますよということを発信していこうと思っております。

山田伸幸委員 今、言われたことは、この区域内の方には全部もう行き渡っているんでしょうか。

梅田市民部長 昨年8月に、こちらの区域内の自治会を対象に説明会をさせていただいております。そのときに御参加いただいた方には、今、お話ししたような計画をお話しさせていただきまして、御理解は頂いているところでございます。

奥良秀分科会長 自治会長達が、要は、住宅ではなくて、商業目的のものを入れていきますよって説明したときに、どういう感触だったのかというのは知りたいんですが。

梅田市民部長 感触といたしましては、やはりそこで生活していらっしゃる方の観点からすると、こういったお店が近くにあると助かりますよねとかの御意見が多かったように記憶しております。

山田伸幸委員 出張旅費のところの説明がありました。長野県塩尻市がどういった内容を持っておられるので、そこへ行ってみたいと思われたんでしょうか。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 視察予定地の塩尻市は、平成27年から空き家対策の取組をしております。空き家バンクの活用もしながら、移住希望者とか地域住民の方に高く評価されているところでございます。メディア等の注目も集めておりまして、テレビや新聞等でも

取り上げられております。ほかの自治体からの視察で参考事例とされることも多くございまして、また、空き家の活用の支援法人も取り入れておりますので、先進地の視察候補地として予定しております。

奥良秀分科会長 先ほどマッチングって話があったんですが、こういう200万円を使ってという話を所有者にされるのも、とてもいいことだとは思いますが、例えば、店舗をやってみたいといった希望がある人たちに対して、情報発信していくとか、逆に、いやこういう人たちが欲しいと言っているんですけど、所有者の皆さんどうですかというようなプッシュ型のものは何かお考えですか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 そういったことも活用希望者の要望に応じて対応はしていきたいと思っております。

奥良秀分科会長 分かりました。その他はよろしいですか。担当課だけじゃなくて、ほかの課にも関係してますのでなかなか言えないこともあるのかなあと思いつつながら。

山田伸幸委員 私もこの地域は、よく歩くんですけど、非常に込み入っていて、しかも、こんなところに空き家があるというのもよく出くわすんです。今まで、確かにそこにおられたはずなのに、もうおられなくなったということもすごくあって、もう飛び飛びに空き家があるような状況だと思うんです。やっぱり、地域の皆さんにも納得いかれて、協力しますよというふうな申出ができるような働きかけが大事になってくると思うので、担当者が非常に少ない中で大変だと思いますけれど、その辺はしっかり頑張っていたいただきたいと思います。

古豊和恵委員 58ページの空き家等管理活用支援は、指定対象となり得る法人の取組例と書いてありますが、本市では、そういう法人の方はいらっしゃるんですか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 本市ではまだ指定しておりません。今までの他市の例としては、不動産業界とかの法人が指定されている例はございます。

古豊和恵委員 それでは、先ほどDランクが4件ほどあると言われました。その4件は、特定空家等になり得る家であると先ほど言われましたけど、そこは、2年後3年後、これはどのように毎年調査されていくんですか。そして誰がどのように調査されていくんでしょうか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 先ほどDランクが、4件と申し上げましたけれども、特定空家等とは関係がございません。実態調査でDランクと判定されたということで、空き家の調査については、一応、1年に一度は確認してまた計画を立て直す必要があるとは思っていますので、また確認に参りたいと思います。

古豊和恵委員 本市でもそういう対象となり得る法人を今から選定していくということなんですかね。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 今後、指定を検討したいというところで先進地を見てみたいと思っております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、13番の空家等活用促進区域活性化事業についての質疑は終えて、次に、補正予算書の歳出からいきたいと思います。では、説明を求めたいと思います。

坂根南支所長 議案第45号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について、南支所関係分を説明します。予算書の16、17ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、11目支所費、13

節使用料及び賃借料、機械器具借上料を9万9,000円増額するものです。これは、公金の運搬等に使用している南支所管理の平成12年式の公用車が令和7年2月に故障し、廃車となりました。その後は職員の自家用車や環境調査センターから移管された公用車で対応していますが、移管された車も6月7日にリース契約が切れるため新たな公用車をリース契約するものです。南支所の公用車は、平日は毎日、公金を指定金融機関への運搬に使用していますが、公用車を利用できないとなると、職員の自家用車を使わざるを得ないため、毎日使用となると事故のリスクは高くなります。事故を起こした場合は、職員の自家用車の保険を使用しなければいけないため、本人の保険を使用するのは不利益が生じる可能性があります。よって安全かつ正確に公金を運搬するのに公用車が必要とするものです。予算の内訳は1か月のリース料が1万6,500円の6か月分となっています。なお、車種は軽乗用自動車です。また、リース契約は10月からを予定していますので、それまでの期間は職員の自家用車を使用します。続きまして、同じく16、17ページになります。2款総務費、1項総務管理費、11目支所費、17節備品購入費を51万7,000円増額するものです。これは、南支所の電話設備の老朽化が進んでおり、通話が切れる、音声を最大にしても聞き取りづらい、雑音が入る等の通話品質の低下や故障が発生し、業務に支障を来していますので、電話設備を更新するものです。南支所の電話設備は平成21年に導入で、耐用年数を超えており、いつ壊れてもおかしくない状態で、既に修理用部品もない状況です。このたびの電話設備は、今までと同様のビジネスフォンで、オフィスなどで利用される電話システムです。内訳は主装置1台（小型の電話交換機みたいなもの）、電話機2台と附属品等となります。ビジネスフォンの機能としては、外線電話を複数の電話機に着信させて鳴らしたり、同時に違う電話番号に発信したり、外線電話を保留して、別の電話機に転送できたりします。電話設備を更新することで市民の方や本庁との電話でのやり取りが円滑に行われ、業務効率と市民サービスの向上を図ることができます。財源内訳といたしましては、全て一般財源となります。以上が南支所分の説明になります。

御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 それでは、16、17ページの歳出のほうから質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 今の6月7日でリース契約が切れるということはもう目の前ですね。そこから10月まで自家用車というのは、やはりちょっとこれは……もう分かってるのに、それ何も手当てしないというのはおかしいんじゃないかなと思うんですけど、公用車を利用するというのは、どういう場合に許可が出るとなっているんでしょうか。

坂根南支所長 職員の自家用車を公用に使うということによろしいですか。(うなづく者あり) こちらについては山陽小野田市職員の自家用車の公用使用に関する要綱がございまして、自家用車を公用に使用しようとする職員は、その都度承認申出書により、所属長の承認を得ることによって使用することができるようになっております。

山田伸幸委員 使用の場合の補償規定といたしますか、事故をしたときだとか、その辺はどうなっていますか。

坂根南支所長 こちらについても要綱にございまして、事故によって第三者に損害を与えたときは、当該職員が加入する自賠責保険及び任意保険の保険金によりその損害を賠償するものとする。ただし、当該保険金により賠償する額が、第三者に対し賠償しなければならない額に満たないときは不足する額について市が賠償するものとなっております。あと公用に使った場合の事故によって車が損傷したり、修繕したりしたときは、その修繕に要した費用を市が負担するものとしてます。ただし、当該自家用車の修繕費用に対して保険金が支払われる任意保険にその職員が加入しているときは、市は当該保険金に相当する額について負担しないものとなっております。

吉永美子副会長 職員が自家用車を利用することができると言われていたけど、やむなく自家用車を使わなければならないというのが実態ではないんですか。

坂根南支所長 今、おっしゃられたとおりでと思います。ただ、この場合だと毎日使わなきゃいけないのでちょっとどうかなというところがございます。ただ、本庁にも車はありますが、やはり本庁でも手一杯ということで、こちらでは、今のところ自家用車を予定しております。

吉永美子副会長 そうなってくると、これが可決されても10月にならないとリースが入らない。だから4か月以上、いわゆる自家用車を使うようなことになると思うんですけど、いざ事故があったときとかは御本人の保険を使いなさい。今度は、もしかしたら小さい話かもしれませんが、自家用車ということは、御自分がガソリンなりを入れた部分を使っているということですが、ガソリンに対して市からの補填というのは全くないんですか。

坂根南支所長 ガソリン代を直接というのはございませんけれども、特別車賃扱いとして1キロメートル、30円での計算になっております。使用したキロ数掛ける30円で、それは旅費として出ます。

吉永美子副会長 ただ、それを支所から例えば市役所ぐらいただったらもう申請しなくていいとか、現実には申請をしないでずっと来てるとか、そういう実態はないんですか。きちんと支払いがされているんですか。本来は自家用車を使うべきではないと私は思っているものですからお聞きします。

坂根南支所長 2月、3月は期間が短かったので申請がなかった部分もありましたけれども、このたびにつきましては期間が長いので、きちんと申請

が出る予定となっております。

山田伸幸委員　なぜ、6月7日で契約が切れたら即次の契約ができないんですか。10月というのは……

坂根南支所長　環境調査センターから移管された車につきましては先ほど言いましたように6月7日で切れるんですけども、その後継続する場合は1年間、6月7日以降から1年間で契約してくださいとリース会社から言われまして、私どももそのようにしたいところだったんですけども、予算がございませんので、その契約ができずに、このたびの補正に上げさせていただきました。

山田伸幸委員　予算がないからリースはさせないけれど、個人の自家用車を使えというのは理屈が通らない話じゃないですか。それはあまりにも問題がある。個人の自家用車の使用が前提となっているようなやり方というのは問題じゃないですか。ほかでもこういったことをやってるんですか。

奥良秀分科会長　担当課以外のことは言えないと思いますので、ほかのことは言われなくてもいいです。担当課のことだけ言ってください。

坂根南支所長　確かに個人の自家用車を使うのはよくないかなとは思っております。公用車につきましては本庁ともまた話して少しでも貸していただければと私としては思っております。

奥良秀分科会長　先ほどの説明の中で、公金を金融機関に運ばれる際に自家用車を使われるというお話があったと思うんですけど、それって規約で大丈夫なのかというところがあります。例えば民間の金融機関とかは、自家用車をなかなか使えないところが多いですし、金融機関なんかは特に、自分の車は使わないと思うんですけど、市のこういう運用の仕方っていかがなんでしょうか。

古川副市長 今の私用車を公用車として使用するという話ですが、本来職務を遂行する上において、移動手段としては当然公用車を使用するのが大前提と考えております。このような、私用車を公用車として使用するという要綱は、多分、合併したときからあったと思います。当時はまだリースという考えが浸透してなくて、公用車は全部市が所有する中で各課に割り当てておりました。また、そうした中で、市域も広がって出張所等々も増えた中で、こういう要綱をつくって、これは基本的に4か月という期間ですが、あくまでも緊急避難ということで担当課も考えております。そうした中で、私用車で公金をとということですが、あくまでも、この私用車をこの要綱に基づいて使用するの、その期間だけは公用車扱いだと、公用車として使っているという解釈の下に立って、この要綱を動かしているということで緊急避難的に、この間使うということでございます。本来ですと、もう少し早く手当すべきだったんですけど、こういう状況になったということでございます。

山田伸幸委員 今の説明は到底納得いかないですね。もう早くから6月にはリースが切れると。しかもその事前の策として、もう1年は使えるとリース会社からの申出もあったという説明があったので、それをやれば私用車を使う必要は全くなかったわけですよ。今の話だと、緊急避難というけど、分かっていたのにそれをやるのは緊急避難と言わないと思いますよ。分かっているならそれに対してきちんと手当するのが行政機関のやるべき姿じゃないですか。緊急避難というやり言い方はちょっと間違いと思います。だからもう本当にそうではなくて、やはりリースなり、きちんと公用車を使うのが大前提です。私用車を使うのを前提とするようなそういう業務ではいけないと思うんですけど、こんなやり方をするというのは今までで初めて聞きましたね。これ、市民部でそういう決定をされたということではよろしいんですか。

梅田市民部長 山田委員がおっしゃることは重々分かるつもりではございます。

ただ、今回の措置につきましては、制度上認められた中で運用しているというところでございます。6月7日にリースが切れて、そこから現状でということも可能であったというような御指摘でございますけども、その延長の契約を結ぶに当たっての根拠となる予算がそもそもないので、契約を結ぶことができなかったというところでございます。やむなく今回補正に計上させていただきまして、最短で10月からのリース開始というところが現在取り得る最善の方法であったというところで御理解いただきたいと思っております。

奥良秀分科会長 その他、質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）では質疑なしということで、歳出のほう終わります。国庫支出金があるから、特定財源があります。歳入のほうから質疑はありますか。よろしいですかね。以上で審査番号1番を終了いたします。14時35分から再開いたします。それでは休憩に入ります。

午後2時27分 休憩

午後2時35分 再開

奥良秀分科会長 それでは、休憩を解きまして分科会を再開いたします。続きまして、審査番号②について審査を行ってまいります。審査事業がありますので審査事業の説明を求めたいと思っております。最初に、14番のことも誰でも通園制度事業について執行部から説明を求めます。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 それでは、予算審査対象事業、子育て支援課分について御説明します。審査番号14番、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について御説明します。令和7年度一般会計予算審査資料の59ページをお開きください。事業概要ですが、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し

て、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、創設された新たな通園制度で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できるとされています。この制度は、令和8年度から全国の自治体での本格実施が予定されておりますが、それに先駆け、令和6年度から制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施が始まっており、令和7年度は子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として法制化され、引き続き試行的事業が実施される予定となっております。本市において、対象施設向けに、この制度についての説明会を実施したところ、令和7年度の試行的事業の実施に前向きな施設が数園あったことから、このたび実施に係る予算を計上するものです。事業の対象・手段・意図については、対象は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の未就園児とし、手段は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施した施設と委託契約を締結し、委託料を支払うことを想定し、意図は、全ての子育て家庭に対して、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できるとしております。事業の活動指標は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の年間利用述べ人数とし、令和7年度は目標値を540人としており、この事業についての妥当性・有効性・効率性に関する評価点は37点となっております。続いて60ページを御覧ください。支出内訳については、事業を実施する園に支払う委託料として761万4,000円、事業を実施するためのシステム導入費として負担金、補助及び交付金を105万円、利用者等への文書発送に係る通信運搬費を4万2,000円、用紙等の購入に係る消耗品費として3万8,000円、文書・チラシ作成等に係る印刷製本費として2万円計上してしております。財源内訳としては、国からの補助金（子ども・子育て支援交付金・保育対策総合支援事業費補助金）648万5,000円を充当する予定です。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する資料は61ページから62ページに添付してしております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 これは10月からの実施をめどとするということによろしいのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今から実施を検討している園等と協議をして、認可の申請を受け付けて認可をしてからのスタートになりますので、最短で10月ぐらいを予定しているところです。

山田伸幸委員 目標が540人となっているということは、一月当たり90人ということですが、それだけ希望があると考えておられるのでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 一応90人で試算させていただいております。本市で今回のこども誰でも通園制度対象となる人数はおおむね300人程度と見ております。他市町からの試行的実施をしている市町に大体の利用率を聞いて、おおむね3割程度というところで試算をさせていただいております。

山田伸幸委員 3歳未満児を90人受け入れるとなるとやはりそれなりの保育士が必要になってくると思うんですね。中には、保育士が現行では足りないところも出てくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどのように見ておられますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 こども誰でも通園制度ですが、園でどういう形で受入れをするかが選択できるようになっております。ですので、その方法によって配置する保育士の数等も変わってまいります。あくまでこども誰でも通園制度の実施については強制ではありませんので、園

のほうが、それらの条件をいろいろ検討した上で、認可の申請をしていただくという流れになっております。

古豊和恵委員 すみません、先ほどのお話の中でちょっと私の聞き違いかな。説明会を行ったとき前向きな園が9園あると言われましたか。（「数園です」）数園ですか、失礼しました。その数園は、幼稚園、保育園、どちらが多いんですかね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 前向きに検討していただいている園は先ほど数園というふうに申し上げましたが4園ほどございます。内訳といたしましては、保育園が1園、幼稚園が2園、事業所内保育所が1園となっております。

山田伸幸委員 県内でも実施されているところもありますし、私どもも視察に行ってみましたが、担当課ではそういった実際の現場については見てこられたのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 実際に実施しておられる市への視察等はありませんが、その市のホームページでありますとか、県がいろいろ行っております調査物とかからの情報収集はしております。

中岡英二委員 この制度を実施するに当たって、一時預かり事業との影響というのはどのように考えておりますか。

神田子育て支援課保育係長 一時預かり事業と今回のこども誰でも通園制度は目的が違っております。一時預かりというのは基本的に預けられる保護者を主体として見た制度になります。こども誰でも通園制度は、実際にお子さんを対象に見た制度になりますので、目的が違うので、内容が違うかなと思います。

中岡英二委員 確かに今、言われたように目的は違うかもしれないですけども、一時預かりを今までされてた方がこちらに移られたら影響はあるんじゃないかなと思うんですけど。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 少し補足をさせていただきます。こども誰でも通園制度は、就労要件も問いませんし、保護者の方が用事のあるないというのも問いません。ですが一時預かりのほうは、保護者の方の条件がございますので、そこで少し区別といいますか、利用の内容によってまた変わってくると思っております。

中岡英二委員 今、御説明にあったのは分かるんですが、そうした中でやはり一時預かりとの兼ね合いですね。その辺、影響はないと言われるんならいいですけど、全くないと思われませんか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 確かに、こども誰でも通園制度につきましては、一時預かりとの差が微妙なところも正直ございますので、園で戸惑われるところも正直あるかと思えます。ただ、一時預かり事業は、全ての園でやっているものでもございませんし、全国のどの自治体でも行っているものでもありません。こども誰でも通園制度は、令和8年度からは全自治体で必ず実施するということになっておりますので、そこで利用に関して若干の違いがあると認識しております。

吉永美子副会長 先ほど、受けていただく園が4園だと言われました。事務事業調書でいくと、この予定でいけば令和7年度は半年かなっていうところで540人、令和8年度、令和9年度が1,080人ということは、今のところ、この4園でこれから先も受けられるだろうという予想の下でしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このたび説明会をしたときに、各園に意向の調査をしております。令和7年度について実施を検討する園、令和8

年度から実施を検討する園、それぞれ取っておりまして、令和7年度につきましては4施設、令和8年度についてはもう少し数が増えておりますので、令和8年度からは前向きに実施を考えたいという園が増えてくる状況にはなっております。

吉永美子副会長 そうすると目標として掲げられてる1,080人は、令和7年度が4園で540人という考え方になると、これはもっと増える可能性を秘めた数字ということではよろしいでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 あくまで、90人を算出した根拠というのが、この令和7年4月1日に、こども誰でも通園制度を利用できる権利のある子供の数が308人になっておりますので、その大体3割の利用ということで90人と計算させていただいております、1,080人については90人掛ける12か月ということで出させていただいております。

古豊和恵委員 今回は4園、来年からはまた増える可能性があると言われましたけれど、保育内容はそれぞれの施設にお任せしてますということで間違いなかったですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 ちなみに令和8年度については11園が検討を考えているということを今、把握しております。それぞれの園が、例えば、先ほど御説明しました、受入れの方法であるとか、受け入れる子供の年齢、時間、利用のパターン、食事の提供など、いろいろ細部にわたってその園が選択できます。どれを選択されるかで若干の園の特徴ということも出てくるでしょうし、それを見て利用者の方が自分の利用内容にマッチした園を選択して利用の申請をされていくものと考えております。

古豊和恵委員 それでは、預ける側の保護者がどの施設にしようかというのは、

どのようにして選ぶんですかね。何か市から広報されるとかは、手だてをどのようにされていますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 利用につきましては、まず、このこども誰でも通園制度を実施しようと思った園が、まず市に認定の申請をいたします。その内容を市で確認をさせていただいて、市が認定をいたします。そうして、実施できる施設という段階になりましたら、市のホームページ等にその施設を掲載いたしまして、利用したい園と利用者の方が面談をされます。面談をされて、子供の特徴であるとか、園の実施体制をしっかりと話をされて、その後実際に利用していただくというような流れになりますので、市はその実施については広報もいたしますし、市のホームページに掲載をして、その内容を見ていただいて申込みをしていただくということになります。

中岡英二委員 61ページの概要の一番上に月一定時間までの利用可能枠の中で、なぜ10時間とか明記されないんですか、変わる予定があるんですか。

神田子育て支援課保育係長 こちらの月10時間につきましては、今、国が定めているものになりまして、また来年度から内容が変わるかもしれないですし、そちらについて、まだ国からの情報提供がありませんので、現状が10時間となっている状況になります。

山田伸幸委員 この制度は、昼食は挟まないということによかったですかね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 食事の提供についても園が選択をできるようになっておりますので、そこは園で決めていかれると思います。

山田伸幸委員 給食がある場合も、この基本分の単価を見ると、それ以外の加算がないので、もし給食があってもこの分だけで賄うということなんで

しょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　そこも含めまして、食事の提供する場合は恐らく実費を取られると思います。そこも園の選択で実施するようになります。

前田浩司委員　これまでのヒアリングの状況で、ゼロ歳、1歳、2歳。大体雰囲気的にどの年齢層の利用が多そうかなってというイメージはありますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　ちょっとその辺りについてはなかなかお答えづらいところですが、2歳児が預ける保護者側としても少し手が離れても安心という点もありますので、恐らくゼロ歳児よりは2歳児のほうが多いのではないかという見込みはつけております。

奥良秀分科会長　その他、質疑はありますか。聞き取りを4月にされたと思うんですけど、市に対して支援であるとか、そういった課題というか、どういうふうにしてもらったらまだまだ前向きにできるのではないかというような意見があったのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　そういった意見は具体的には頂いておりません。ただ、今、検討を考えておられる4園については、また個別に実施内容等については相談を受けながら実施できる方向に持っていきたいと考えております。

山田伸幸委員　私たちが見た中では、担当の方がはっきりとしておられて、その方の多大なる尽力によって、この制度が動いていたと思うんです。本市の体制として、この立ち上げが一番大変だと思うんですけど、専属で頑張っていけるような方をどなたかつけられるのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　ほかにも多々業務がありますので、この誰

でも通園制度専属というのは今のところ考えておりません。ただ、そのほかの業務もある中で、1人体制ということは避けたいと思っておりますので、複数人でこの制度には臨んでまいりたいと思っております。

中岡英二委員 この制度のよさというのは、さっき言われたように子供一人一人に指導計画を立てるということを言われていました。やはりこういうところをPRしていくのが一番利用者が増えると思うんですけど、どのようにこれからPRされていくのか、お聞きします。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 御意見ありがとうございます。まさにそこが一番大切なところかと思っております。保護者の方に安心して預けられる制度でないといけないとは思っておりますので、県内外の他市の状況等も参考にしながら、その辺りはしっかりPRしてまいりたいと思います。

吉永美子副会長 令和8年度は11園、その予定が出てきているということで大変いいことだと思います。私たちが視察に行かせていただいた市からのお話で、家から遠いという方もおられるということがあったわけですが、その地域的な偏りは山陽小野田市としては、現状どうなりそうでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 確かに、今、言われますように、利用者の方が利用しやすいところに実施園があるのが理想の形だとは思っております。ただ、この実施については、園が実施するかしないのかを決定するようになりますので、市内にありますいろいろな園にきちんと制度の内容を説明して、例えば小野田地区、山陽地区それぞれに実施園があるような形を目指していきたいと考えております。

奥良秀分科会長 ただ、それも手上げですから、思うようにはならないということですね。あと保育園と幼稚園は私立なんですか。

野原子育て支援課課長補佐 保育園に関しましては公立です。幼稚園に関しましては私立になっております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、審査事業の14番は終わりました、続きまして、審査事業の15番、副食費増加相当額軽減事業について、執行部から説明を求めます。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 審査資料の63ページをお開きください。審査番号15番、副食費増加相当額軽減事業について御説明します。この事業は、重点施策2「ひとを創る」の具体的施策（1）子育て支援の充実に該当する事業となります。事業概要については、物価高騰下にあっても、私立保育所等において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるよう、食材料費の支出に係る増加相当分を支援するものです。このたびの副食費増加相当軽減事業の対象者は、私立保育所等に通う3歳以上で保育を必要としない1号認定に該当する子どもと、3歳以上で保育が必要である2号認定の子どものうち、食材料費について、保護者から実費徴収している子どもとしております。この物価高騰分における対象経費は、令和3年度の食材料費の支出と、令和7年度の食材料費との増加相当分としております。この事業の対象・手段・意図についてですが、対象としては、私立保育所等、手段は補助金の交付、意図は私立保育所等の安定的運営としております。事業の活動指標は、園児の延べ人数とし、令和7年度の目標値は4,700人としております。令和7年度に向けた評価は、前年評価として、成果、コスト共に現状維持となっております。この事業についての妥当性・有効性・効率性に関する評価点は35点となっております。資料の64ページを御覧ください。この事業の支出内訳についてですが、保育所副食費等物価高騰緊急対策支援事業費補助金として、423万円を計上しております。この財源内訳については、山口県保育所副食費等物価高騰対策支援事業費補助金の対象となり、補助内容としては、

1人、1月当たり900円を補助基準額の上限とし、補助率は10分の10となっております。その県補助金を423万円充当予定です。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 補助金納額が増えているんですけど、これは物価高騰がさらに進んだということなんですか。

神田子育て支援課保育係長 毎年対象になる園が増加しているためです。

吉永美子副会長 あえてお聞きします。対象は私立保育所等の「等」は何でしたっけ。

神田子育て支援課保育係長 こちらは、認定こども園も該当になるんですけども、本市は、認定こども園のうちの幼稚園型になるので対象外になっております。

奥良秀分科会長 そうでしたね。活動指標がこの4,700人という支援した園児延べ数なんですけど、事業とちょっと結びつきにくいんじゃないかなと思いますが、どう思われますか。指標として、これでいいのかなというのがあります。ほかに何かなかったのかなというのがあるんですが、いかがですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この指標についてですが、何を指標にするかというのはかなり悩みました。このたび、あくまで物価高騰分についての補正であることと、この補正によって、例えば栄養価が上がるとか、品数が増えるとかということではなくて、物価が高騰してもそれまでと変わらない栄養バランスや量を保つための補正になりますので、これを補正することでその受益を受ける人数ということで、この人数を上げさ

せていただいております。

奥良秀分科会長 あと、補助基準額が1人当たり900円ということなんですけど、県から補助される金額だから、どうかということはなかなか言いにくいんですけど、これで足りるんですか。園はこれで大丈夫なのかというところがあるんですが。

神田子育て支援課保育係長 現状は、園の中で実際に、1人当たり大体350円から900円前後の副食費の増加となっておりますので、900円で大体足りているのではないかと思います。

山田伸幸委員 参考にお聞きしますが、今、保育所は、自前で給食をつくっておられるのか、それとも外から入れておられるのか、その辺の比率でも分かればお答えください。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 基本的には自前でつくられていると思います。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑なしということで審査事業15番を終了します。続きまして、審査事業16番公立保育所運営事業（臨時）ということで、説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 審査資料の67ページをお開きください。審査番号16番、公立保育所運営事業（臨時）について御説明します。この事業は、重点施策2「ひとを創る」の具体的施策（1）子育て支援の充実に該当するとともに、横断的施策であるスマイルエイジングに該当する事業となります。まず、事業概要については、先ほどの審査事業15の副食費増加相当額軽減事業と同様で、物価高騰下にあっても、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるよう、

食材料費の支出に係る増加相当分を支援するもので、対象は公立保育所となります。この事業の対象・手段・意図については、対象は公立保育所に通園する園児及び職員、手段は公立保育所の安定的運営、意図は栄養バランスや量を保った食事の提供としております。事業の活動指標ですが、園児等の延べ人数とし、令和7年度は4,870人としております。また、令和7年度に向けた評価ですが、前年評価及び事中評価において、成果・コストともに現状維持となっております。また、この事業についての妥当性・有効性・効率性に関する評価点は33点となっております。続いて68ページを御覧ください。この事業の支出内訳についてですが、賄材料費として421万7,000円を計上しております。これらの財源内訳は職員の実費負担分66万円を一部充当し、残りは全て一般財源となっております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。ちなみになんですけど、指標の67ページのところで重点プロジェクトのところのスマイルエイジングと書いてあるところの括弧の下のところに、ここに文字が入ってるんですけど、前の事業のところには書いてなかったのですが、これは何か意味があるんですかね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この部分ですが、スマイルエイジングに関係する事業という整理はされておりますが、この欄については、この四つがスマイルエイジングの四つの柱になると思いますが、この記載については大変失礼いたしました。訂正しておきたいと思っております。

奥良秀分科会長 訂正ということは削除ということによろしいんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 確認をさせていただいて、適切に対応したいと思っております。

奥良秀分科会長 はい、分かりました。その他、質疑を求めます。

山田伸幸委員 68ページの特記事項のところで、副食費で3歳以上の副食費が、767円アップなのに、3歳未満のほうがアップ率が高いのは、なぜですか。

神田子育て支援課保育係長 3歳以上につきましては、主食を含まない副食費のみになります。下の3歳未満につきましては、主食を含むものになりますので金額が若干高めになっております。

古豊和恵委員 その上の職員給食費が令和6年度より令和7年度のほうが下がってますけど、これは人数が減ったということなんでしょうか。これはどういう仕組みでしょうか。

奥良秀分科会長 予算額だから、実質とどうかというのもありますけど。

神田子育て支援課保育係長 職員数というのが常勤と非常勤とがおりまして、常勤の人数が減って、非常勤の人数が増えたために金額的には減っているという形になります。

奥良秀分科会長 整合性取るために、令和6年度、令和7年度で常勤と非常勤が何人から何人という説明はできますか。

神田子育て支援課保育係長 前は、常勤が58人、非常勤が25人、今回が、常勤が57人、非常勤が25人（後刻「27人」に訂正）ということで、常勤が1名減っております。

奥良秀分科会長 1名の金額がこの金額。その他、質疑はありますか。67ページ、68ページです。

山田伸幸委員 これは、賄い材料のところと関連すると思うんですけど、急速に材料費が上がってきてると思うんですね。材料だけじゃなくて油だとか、いろいろな調味材料とかも上がってると思うんですけど、1食当たりにしたらどの程度上がったという計算になるんでしょうか。

神田子育て支援課保育係長 1食当たり205円から239円の差になりますので、34円上がっております。

中岡英二委員 68ページの職員給食費66万円とありますが、職員の給食は実費払いですか。

神田子育て支援課保育係長 実費払いになります。

中岡英二委員 はい、分かりました。

神田子育て支援課保育係長 先ほどの常勤と非常勤の人数を訂正させていただきます。前は、常勤が58人、非常勤が25人、今回が、常勤が57人、非常勤が27人になります。

奥良秀分科会長 減って増えている。その他、質疑はありますか。

尾山福祉部長 先ほど御質問がありました、横断的施策のところは四つ、知守食事運動交流が入っており、どの実施計画にも多分スマイルエイジングに該当するものには、例えば、運動の事業であれば運動だけが入っているようになっております。このたびこの公立保育所運営事業、今、臨時の部分だけ御説明しておりますので、この四つが入っているのが違和感になったのではないかと思います。スマイルエイジングのチャレンジプログラムのほうを見ますと、この公立保育所運営事業自体が食育の活動だとか、交流のような要素とかも組み込んでいるということで、スマイルエイジングの四つの要素を組み込んでいるということをもって、

こちらにこの四つが記載されているというところでございます。

奥良秀分科会長 いや、だからそうなってくると、資料の63ページのほうになぜ上がってこないのかと。

尾山福祉部長 今、全体を持っておりませんが、恐らく公立保育所運営事業はこの臨時の部分だけではなくて、臨時以外の大元の事業がこの四つのスマイルエイジングの項目に該当するということをもって、ここに記載があるものと考えております。先ほどの63ページのはあくまでも本当に副食費の増加分の軽減だけを目的とした事業ですが、67ページの公立保育所運営事業のほうは、今、手元にスマイルチャレンジプログラムのほうしかないんですが、園でのクッキングだとか野菜栽培、講和、あと食育指導とか試食会、食育だよりなど行うこういった事業も含まれております。ただ、このたびは、臨時としてこの副食費のところだけが出てしまったので、ちょっと違和感が残るけれども、この公立保育園の運営事業いわゆる経常部分の事業にはこの四つの要素が含まれると解釈していただければと思います。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ということで審査事業16番を終了いたします。続きまして補正予算書のほうに移ります。20ページ、21ページの歳出から行きたいと思います。20ページ、21ページで質疑はありますか。（発言する者あり）それでは補正予算書の説明を執行部からお願いしたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 議案第45号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）における、審査事業対象外の子育て支援課分について御説明いたします。それでは、予算書20、21ページをお開きください。歳出より御説明します。3款民生費、2項児童福祉費、6目児童クラブ費を411万8,000円増額し、1億8,338万6,000円とするものです。内訳といたしては、12節委託料、保育業務委

託料を411万8,000円増額しておりますが、これは、放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブにおいて、障害があるなど、配慮が必要な児童が当初想定していた見込みより多いことから、配置する放課後児童支援員等の増員が必要となったことによるものです。続いて、これらに伴う特定財源について御説明いたします。予算書の10,11ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金715万7,000円のうち、137万2,000円を増額し、同ページ、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金の子ども・子育て支援交付金を137万2,000円増額しております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀分科会長 説明が終わりましたので質疑を求めたいと思います。歳出のほうから質疑を求めたいと思います。20ページ、21ページの児童クラブ費で質疑ありますか。

吉永美子副会長 今、御説明あったんですけど、人数が多かったとおっしゃったことについて、もう少し具体的に教えていただけますか。

神田子育て支援課保育係長 当初予定しておりました支援員の人数が8人でしたが、障害等がある児童生徒が複数名入ってこられたということで、さらに追加で2名支援員を増加するものになります。

吉永美子副会長 障害を持たれた子供だったら何人支援員が必要とかいう基準があるんですか。

神田子育て支援課保育係長 もともとクラスに対して1人支援者がついていらっしゃいます。障害のあるお子様2人に対してさらに支援員が1人つくという形になっております。

奥良秀分科会長 そのほかはよろしいですか。続きまして歳入のほうの質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入のほうはなしということで、審査番号2番につきまして終了いたします。休憩に入ります。15時35分から再開いたします。それでは休憩に入ります。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

奥良秀分科会長 休憩を解きまして分科会を再開いたします。先ほど審査番号1番につきまして、執行部側から答弁があるということをお願いしたいと思えます。

古川副市長 先ほど、南支所のリース料の予算審査をしていただきました。予算については、10月からのリース料ということで、これは予算に計上させていただきたいわけですが、その間の4か月の取扱いにつきまして、私用車を公用車に使う要綱がございまして、これを活用したい。私が先ほど述べましたのは、緊急避難ということで基本論を述べさせていただきました。しかしながら、委員からの意見の中で、4か月も恒常的にという御指摘もございましたので、担当部局と今、調整いたしまして、公用車が厳しい状況ではございますが、6月7日から10月までの間、市にある公用車を南支所に1台回して、その間対応するという措置を担当部局と調整してまいりましたので御報告させていただきます。予算につきましては、先ほどの形で通していただけたらと思えます。

奥良秀分科会長 続きまして、審査事業3番につきまして審査を行ってまいります。審査事業がありますので避難所備蓄品整備事業17番について、執行部から説明を求めたいと思えます。

和田社会福祉課長 それでは、審査事業17番、避難所備蓄品整備事業について御説明します。予算審査資料の69ページをお開きください。今年の1月9日に内閣府により南海トラフ巨大地震に伴う地震及び津波被害による想定最大避難者数と、これに基づく必要な備蓄量が示されました。今回のこの事業は、この国の基準に達するように計画的に避難所備蓄品を購入し備蓄品の充実、避難所における良好な生活環境を確保するものです。資料の71ページ、年次計画を御覧ください。今年度購入予定の物品を掲載しております。まず食料品ですが、想定される避難者数1,882人のうち、年齢層ごとにミルク、おかゆ、米、クラッカーの必要数3日間9食分を算出し5年間で購入する計画としています。今年度は、ミルク168食、おかゆ1,000食、米1,500食、クラッカー1,500食を購入する予定としています。次に生活用品ですが、こちらも想定される避難者数1,882人のうち、人口分布ごとに、毛布、紙おむつ（成人用）、紙おむつ（乳幼児用）、生理用品の必要数を購入する予定としております。続きまして、歳出予算額について、予算書の22、23ページを御覧ください。3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費、10節需用費とし330万5,000円を計上しております。これに伴う財源といたしまして、今回の購入物品につきましては、交付金等の補助メニューがございませんので、全額一般財源としております。説明は以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 避難者想定が1,882人ということなんですけど、これはどういう根拠に基づいてこの数値が出てきてるんでしょうか。

道元社会福祉課主幹 災害時の避難者想定人数である1,882人については、まず事前に防災部局の総務課と協議を行った上で決定しています。この根拠につきましては、令和7年1月10日時点の情報に基づいて算出し

た数値です。国から示された南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき、山口県全体の被害人数がその時に示されました。市ごとには具体的な被害想定は示されていませんでしたが、これまでの市の被害想定を考慮して、1,882人という数値を算出いたしました。

山田伸幸委員 今の説明ですと、積み上げとかではなくて、要するに国が何パーセント程度見なさいという指標で出されたということだと思うんですが、それでよろしいですか。

道元社会福祉課主幹 もう少し詳しく申し上げますと、国が示した約2万6,000人が、災害発生1週間後の県内の避難者数の想定です。国の想定には市町単位の避難者数は含まれていないのですが、山口県において別途「地震と津波被害の避難者数」の想定として、本市が1,615人という形で想定されていました。また、県全体で2万2,306人という想定がありましたので、その割合を考慮して、このたび1,882人という数値を算出いたしました。

古豊和恵委員 この1,882人で、大体でいいんですけど山陽側は何人を想定して、小野田側は何人を想定というのはできてるんでしょうか。

奥良秀分科会長 山陽小野田市ですから、そこを分ける必要性がどうなのかなっていうのがあります。（「まあそうなんですけど」と呼ぶ者あり）必要ですか。（「必要だと思います」と呼ぶ者あり）分かりました。

和田社会福祉課長 申し訳ございません。小野田地区、山陽地区では人数は把握しておりません。市全体として1,882人とさせていただいております。

中岡英二委員 本市には備蓄する場所が3か所ありますが、これはどのように振り分けるのか。全部1か所、市役所の備蓄倉庫に入れるのか、残りを

どのように振り分けられる予定ですか。

和田社会福祉課長 今、おっしゃられたとおり、3か所に防災倉庫がございます。それに加えて食料品等につきましては、屋外倉庫では適していないということで、屋内の庁内等のスペース等に配備をしてみたいと思っております。

奥良秀分科会長 3か所の屋内の備蓄倉庫ということで、屋外ですか。説明をお願いします。

和田社会福祉課長 3か所以外にも、庁内等の可能なところの空きスペース等を利用していただいて、なるべく市内に分散して配備をしてみたいと思っております。

奥良秀分科会長 その配置はまだ決まっていない状況ですか。本来であれば、こういうふうな指標が出てるのであれば、分布をどういうふうにしますまで出していただければ分かりやすいと思うんです。

道元社会福祉課主幹 これまでも食料品の備蓄につきましては、避難場所として指定されている地域交流センターや小中学校の施設内のロッカーなど、屋内に備蓄しておりましたので、これを整理・拡充して保管できるよう努めてまいります。また、その他の施設についても今後研究を進め、なるべく分散して配置できるようにしていきたいと考えております。

奥良秀分科会長 割り振り表はまだできてないということでよろしいですか。

道元社会福祉課主幹 そのとおりでございます。

中岡英二委員 この食料品と生活用品の品目というのは、国からの指示ですか、それとも本市で決められたものですか。根拠です。

道元社会福祉課主幹 国からの特別な指定はありませんが、ガイドラインには食料最低3日分などの指標がございます。このため、今回1人当たり9食分の食料品を確保し、備蓄してまいります。

中岡英二委員 災害時で、困ったというのは簡易トイレがないということです。本市にも令和6年の11月の時点でたったの24台で少ないですね。この中に何で簡易トイレが入っていないのですか。

奥良秀分科会長 多分それは総務課のほうになってくると思います。よろしいですか。何か説明ありますか。（「ない」と呼ぶ者あり）中岡委員、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

山田伸幸委員 食料品ということでミルク、おかゆ、お米、クラッカーということなんですけど、これはどういった状態で購入されるんですか。箱単位なのか、それともパックになっているのか。そういう形ですぐさま配られるような状況になっているかどうか、その点いかがでしょうか。

道元社会福祉課主幹 まず、ミルクにつきましては、缶に入っており、開ければすぐ飲める状態の災害備蓄用のミルクです。保存期間は1年です。おかゆとお米につきましては、真空パックになっており、個別に災害用として配布できるものです。また、クラッカーも1パックずつで、1食分の栄養価を持つ災害用のものを保管します。

古豊和恵委員 これはいつ頃までに整備できるのでしょうか。先ほどのお話の中で各小学校、中学校、地域交流センターを今から片づけてそこに置くと言われました。ということはまだ何も準備はされていないと思うんですけど、大体いつ頃までにこういうものを購入できるのでしょうか。

奥良秀分科会長 可決された後、いつ頃までに整備をされますかという質疑だと思います。

和田社会福祉課長 予算の可決を頂いた後に速やかに進めてまいります。購入方法等も監理室とも相談しながら、速やかに進めてまいりたいと思っております。

吉永美子副会長 昨年だと思うんですが、国が実態調査をされてその結果が公表されております。山陽小野田市は県内の他市との状況の中で、どういうことが明らかになり、だからこそこのたびの備蓄に至ったのかっていうことをお知らせいただけるとありがたいです。結果が出てますよね。それに対して山陽小野田市として、これはいいところだけど、ここは充足率が大変低いとかいう実態が分かったと思うんです。それをもって今回のことに、国のガイドラインはあるんですけど、実態が分かったからこそ今度こうしなければならないということが出たと思うんですが、実態調査を受けての山陽小野田市の取組についてお聞かせください。

和田社会福祉課長 おっしゃられたように、県内の状態も出ております。山陽小野田市といたしましては、特に食料品等につきましては他市町と比べても少ない状況だと思っております。このたび国から基準が示されたので、その基準に達するように計画的に配備を進めてまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 国がこういうものをそろえなさいというからそろえてるんだと思うんですけど、実際に避難者になったとして、これで本当にこう過ごせるのかなと。とにかくこれをまず食しなさい。そのうち別のものというふうな形になるのかもしれませんが。やはり諸外国なんかだったら当たり前前の食事と変わらないレベルのものが基準になってるんですけど、そういう基準の見直しとかいうのは行われなんでしょうか。

和田社会福祉課長 言われましたように、このたびは国の基準が出されましたので、それに達するような形で。再度の回答になりますが、あくまでも国の基準でそろえさせていただきたいと考えております。

道元社会福祉課主幹 補足いたします。これまで本市の備蓄の方針は、自助、共助、公助の原則に基づいていました。それぞれの災害備蓄に対してパーセンテージを設け、備蓄計画を進めてまいりました。具体的には、自助が60%であり、各家庭でそれぞれに応じた備蓄をしてくださいという形で啓発を進めてきました。この影響もあり、これまでのお米やクラッカーなどの備蓄が他市に比べて低かったのかと思います。しかしながら、このたび備蓄状況の公表もされて、南海トラフ巨大地震では、自助もままならない状況が考えられるため、最低3日分の食料を確保する市の方針の下で、このたびの予算計上を行った次第です。

吉永美子副会長 せっかく備蓄をしていくわけですから、このせっかくの場所なのでお聞きしますが、山陽小野田市におけるこのローリングストックの状況をお知らせください。

奥良秀分科会長 担当課で答えられることをお願いします。（「ミルクとか、うちだったら」と呼ぶ者あり）

和田社会福祉課長 今、備蓄してる食料品、災害用の備蓄品については、使用期限が来る前に防災訓練や市のイベント等で配布させていただいて、有効活用させていただいております。

吉永美子副会長 現在、破棄はないということによろしいですか。

和田社会福祉課長 破棄はございません。

奥良秀分科会長 その他質疑はありますか。このお米は、どういうふうに使

られるものを想定されてるのでしょうか。

道元社会福祉課主幹 このお米は、これまでも備蓄してきたアルファ化米です。アルファ化米というのは、炊いたご飯を乾燥させることで保存期間を延ばし、災害用として加工されたものです。調理については、水を入れるだけで10分後に食べられる状態になり、栄養価も通常のお米と変わらず摂取できるものです。

奥良秀分科会長 私もこの防災のときに、いろいろな訓練とか出させてもらっていたことがあって食べたことあるんですけど、どうなのかなっていうところがありました。まだほかにもいろいろと調査をされて、もっとこう食べやすいであったり、おいしいであったりそういうところもあると思うんですけど、もう少し調査をされてもらったらいいかなあと思うんですが、いかがなんでしょうか。

和田社会福祉課長 おっしゃられるとおり、いろいろなものがございます。このたびはおかゆとお米にさせていただいておりますけど、今後研究していき、予算要求等にも反映させていただきたいと思います。

山田伸幸委員 水はどういうふうなストックがあって、今後どこまで購入とか検討されてるのでしょうか。

奥良秀分科会長 水は担当課ですか。（「社会福祉課じゃない」と呼ぶ者あり）

和田社会福祉課長 社会福祉課長 現在、ストックとして水道局の森響水ですけど1,584本ございます。このたび、総務課でタンクを購入予定としています。

奥良秀分科会長 それは、総務課の話ですか。

和田社会福祉課長 総務課で給水コンテナを購入される予定と聞いてます。

奥良秀分科会長 今、話を聞いてて、総務課であつたりとか、社会福祉課であつたりとか、防災のことが縦割りになっているのがどうなのかなというはあるんですが、担当課としてどのように思われますか。とても答弁しづらいんじゃないかなと思いますし、管理もしづらいのではないかとと思うんですが、いかがですか。なかなか答えにくいですかね。

和田社会福祉課長 総務課との協議の結果、交付金活用できるものにつきましては、このたびは総務課で購入をさせていただいて、今回、交付金を活用できない消耗品につきましては社会福祉課で購入する形になりました。備蓄の管理と整理等については双方でやっていきたいと思えます。

山田伸幸委員 これまでも、いろいろストックがあつたと思うんです。例えば、毛布とかは相当の保有枚数があるんじゃないですか。分かれば答えてみてください。

道元社会福祉課主幹 毛布は、これまでも備蓄がございます。現在、200枚程度の毛布を保有しておりますが、このたびの国の基準に従い、避難者全員分を用意するために予算計上を行いました。

吉永美子副会長 避難所の運営とかは福祉部ですよ。日頃、これぐらいあつて、今これぐらいやったからここまでだという備品帳みたいなものは、こちらは自分のところ以外はない。要は一括して危機管理室が、これだけのものがあるというのを持ってないと、お互いに、これだけ減つたからこれだけ補充しなきゃならないとか、そういう情報共有はできますか。

道元社会福祉課主幹 備蓄品につきましては、社会福祉課で国の管理システムを使用しています。そのシステムに入力された情報は、防災部局の総務課と共有できるようになっておりますので、同じ情報を閲覧し、管理す

る形で情報共有を行っています。

吉永美子副会長　これが足りなくなつたよねというような関係のものだったら社会福祉課だし、先ほど言った簡易トイレになったら総務課の関係になるけど、お互いに情報共有はしている。あつてはいけないけど災害があつたときに、これだけのものはあるということがお互いにしっかりと分かつた状態で公助ができるということによろしいですよ。

和田社会福祉課長　常に在庫等については、確認ができておりますので、総務課も社会福祉課もその辺についてはしっかりとやっていきたいと思っております。

奥良秀分科会長　その他、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、審査事業17番を終わります。補正予算書の説明をお願いしたいと思います。それでは補正予算書の説明を執行部から受けたいと思います。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長　それでは、議案第45号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）のうち、高齢福祉課分について御説明します。18、19ページをお開きください。下段、3款1項1目社会福祉総務費、27節繰出金の介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への繰出金を1,306万6,000円増額するものです。これは、議案第46号山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）に伴う財源として、介護保険特別会計に繰り出すものです。特定財源の国庫支出金93万8,000円は、介護認定審査会ペーパーレス化事業の財源として、新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付を受けるもので、10、11ページ、上段、15款2項1目、総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金3億2,016万8,000円に含まれるものです。高齢福祉課からは以上です。

池田障害福祉課長 令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）障害福祉課分について御説明いたします。歳出について御説明いたします。

まずは、お手元にお配りしておりますA4、1枚の資料、「山陽小野田市社会福祉事業団自主運営移行事業について」を御覧ください。このたびの補正予算は、令和8年4月1日からの山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営移行に当たり、市から社会福祉事業団へ財産の譲与をするために必要となる予算を計上しております。それでは、1、建物表題登記業務委託について御説明いたします。業務内容といたしましては、社会福祉事業団に譲与する建物の表題登記を行うものになります。現在の建物は、未登記であるため、登記を行うための表題登記業務委託を行います。対象施設といたしましては、みつば園3棟、まつば園5棟、のぞみ園3棟及び現在建設中の新のぞみ園1棟の計12棟の建物になります。業務委託期間といたしましては、令和7年8月から12月までを予定しています。金額につきましては、登記手数料140万円を計上しています。続きまして、2、みつば園敷地内北側山中にあるお墓調査について御説明いたします。業務内容は、みつば園敷地内北側山中の市有地に古い墓石が11基ほどあります。土地の譲与に当たり、墓石の下を掘り、埋葬状況の調査を行います。調査の結果、骨つぼや遺骨が見つかった場合は、遺骨の移設をいたします。現在の墓石周辺の状況につきましては、草木が生い茂り、お墓も放置された状況にあり、倒れている墓石もある状況です。かなり古いものと思われ、所有者は不明の状況です。昨年から入り口にお知らせを設置し、お墓参りをされた方に市障害福祉課へ連絡してもらうように周知をしておりますが、連絡は無い状況にあります。また、みつば園の職員に聞き取りを行いました。これまでお墓参りをされている方を見かけられたことはないとのことでした。金額につきましては、消耗品費6万2,000円、調査の手数料として6万6,000円を計上いたしております。それでは、補正予算書の18ページを御覧ください。一番下の段になります。歳出ですが、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費を152万8,000円増額するものです。内訳は、10節需用費、消耗品費6万2,000円、11節役務費、手

数料6万6,000円、12節委託料、登記業務委託料140万円になります。財源内訳につきましては、152万8,000円、全て一般財源になります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

和田社会福祉課長 議案第45号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算

(第2回)について、社会福祉課関係分を説明します。まずは、物価高騰対策低所得者支援・定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業につきまして、資料に沿って説明させていただきます。資料の1ページを御確認ください。1、国の動向でございますが、物価高騰対応低所得世帯支給給付金給付事業は、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」において「低所得世帯支援枠」について給付金の支援を行う旨が盛り込まれました。この経済対策を受けて、令和6年12月17日に令和6年度補正予算が成立し、内閣府地方創生推進室の事務連絡において、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう依頼をされたものです。よって、本市においても「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和6年度に実施した定額減税を補足する給付として、物価高騰対策不足額給付金対象者に支給するものです。2、支給対象者については、個人住民税の賦課期日である令和7年1月1日に本市の住民基本台帳に記載されている方で、次の事情により、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を1万円単位で切り上げて支給することとなっています。次に②ですが、こちらは、本人及び扶養親族として定額減税対象外であり、かつ低所得者世帯向けの給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円を支給するものです。続きま

して、支給方法ですが2ページを御覧ください。過去に本市で給付金等の支給実績がなく口座情報の確認ができない世帯につきましては、案内チラシと確認書を送付し、返送された確認書の内容を審査し、支給決定通知後、指定された金融機関に振り込むこととしています。過去に本市で給付金等の支給実績があり、世帯主の口座情報が把握できている対象者には、「お知らせ型」の通知書を送付し、本市が設定した日に振り込むこととしております。次に今後のスケジュールですが、可決された後に速やかに各種契約の締結、システムの構築等を行い、支給対象者の選定を行った後に、8月に確認書・通知書の送付、申請受付を行い、9月上旬から支給を開始したいと考えております。なお、申請期限、支出期限（決定期限）につきましては、いずれの事業も申請期限が10月31日、支出期限が11月30日と国のほうで示されております。続きまして、歳出予算額について、予算書の20ページ、21ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、10目物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費として1億7,916万4,000円を計上しています。内訳につきましては、3節職員手当等は、職員の時間外手当です。10節需用費につきましては、用紙代、トナーカートリッジ、封筒印刷の金額となっています。11節役務費につきましては、郵送料及び口座振込手数料です。12節委託料につきましては、給付金システムの開発委託料です。18節負担金、補助金及び交付金につきましては、給付金の給付想定額となっており、支給対象者を6,600人と見込んでいます。これに伴う財源といたしましては、同じく予算書の10ページ、11ページの15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金の全額国庫負担となりますので、歳出額と同額を計上しております。引き続きまして、予算書の22、23ページを御覧ください。歳出予算として3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費162万8,000円をシステム改修委託料として計上しております。このシステム改修の内容につきましては、令和7年度生活扶助基準の見直しに関するものと調査項目の変更等への対応に関するものとなっています。なお、生活扶助費の見直しにつきましては、

令和7年10月1日の施行予定となっています。これに伴う財源といたしましては、予算書の10ページ、11ページを御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節生活困窮者自立支援費国庫補助金を活用するため補助率2分の1の81万4,000円が国庫負担となり残りの81万4,000円を一般財源として計上しております。以上が社会福祉課分の説明になります。御審査のほどよろしくお願いたします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。歳出の高齢福祉課から行きたいと思います。これは先ほど議案の説明でやられたと思うんですが、質疑はありますか。繰出金です。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、2目の障害者福祉費です。こちらの事業団の自主運営移行事業についてということで、登記費用と骨つぼ等の費用が上がっております。

山田伸幸委員 先ほど敷地内という説明だったんですけど、これは明確にその敷地内に墓があるということは分かってるんですか。

松本障害福祉課課長補佐 みつば園の北側に、丘になっていて大根畑があるところがありますが、その奥が敷地内で、その山中に墓があります。私は令和5年と令和6年に内部調査で入っております。間違いなく敷地内であると確認しております。

吉永美子副会長 これまでは、あるという認識はありながらも、そのままされていて、自主運営になるので調べたということが今回の実態ですよ。それで、ここにあるように11基の墓があるということで、埋葬の調査を行うんだけど、骨つぼが6万2,000円で、これは11基分ですか。

松本障害福祉課課長補佐 先ほどの説明した山の中に、生い茂っている状態で

樹海といいますか、草木が生い茂ってる状況でしたので、見えるところで確認できたのが11基です。このような状況なので、もしほかに確認できた場合を想定し、また、お墓の下に何体埋葬されているかが分からないので、確認ができた墓は11基ありますけれども、20個で計算させていただきます。

吉永美子副会長　ということは、6万2,000円は、御遺骨が20人分という考え方。そうすると、その後は社会福祉課の関連する例の無縁墓になるということですね。（うなづく者あり）分かりました。

松本障害福祉課課長補佐　そのように進めようという形で改葬を考えております。

奥良秀分科会長　この掘り出しは、誰がされるんですか。

松本障害福祉課課長補佐　市内に墓じまいや墓石を扱ってる業者があり、そちらのほうに見積り依頼をさせていただいたところですが、無縁のお墓の調査をさせていただくときに、その下を掘って、お骨があるかどうかの確認をしてもらえるかというところで、了解を得られた業者にお願いしようと考えております。

奥良秀分科会長　その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、続きまして、20ページ、21ページ。10目です。物価高騰対策のところですが、資料を基に質疑があればお願いします。

山田伸幸委員　この支給金額は、もし納税等があったら、いろいろな難しい計算があるんですけど、これ基本的に非課税世帯が対象ということでのよろしいんですか。

道元社会福祉課主幹　このたびの給付金は、昨年度実施した定額減税を補足す

る給付金です。当時、調整給付金を所得税や住民税が課税されている方に対して支給しており、その際は仮の所得で計算を行っていました。今年度に入り、令和6年度の所得が確定した後に再計算を行い、定額減税を補足する給付金に不足額がある方に対して、不足額給付金という形で支給するものとなります。したがって、非課税世帯は対象外となります。

奥良秀分科会長 この対象者に対しては、市で全て把握はできているということでしょうか。

道元社会福祉課主幹 これから、国が指定した事務処理基準日のデータを使用して計算を行うこととなります。この基準日は6月2日となっておりますので、6月2日以降に議会で可決されましたら、システムを開発した後に対象者を選定してまいります。事前にはある程度把握していますが、その際には関係各課や税務課の協力を得ながら、対象者を絞り込んでいきたいと考えています。

吉永美子副会長 いつも聞きますけど委託料のシステム開発委託料の算出根拠をお知らせください。

道元社会福祉課主幹 これまでと同様に、給付金システムの開発の実績を踏まえ、本市におけるシステムの仕様をまず作成いたしました。その上で、項目ごとにチェックを行い、市として適正であると判断しました。また、県内の他市町も同様にこの不足額給付金を実施することから、そのシステム開発費についても聞き取り調査を行いました。市町の規模や保守期間の長短による多少の違いはありますが、おおむね適正であると判断しました。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。この給付事業は、どこの市町もやられるんですよね。確認です。

和田社会福祉課長 どの市町もやられると思います。

山田伸幸委員 要するに、この国の事業を市がやるということとなると、市にはその事務手数料みたいなものが入るのですか。

和田社会福祉課長 手数料は入ってこないと認識しております。

奥良秀分科会長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)その他、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)次に、22ページの生活保護総務費、システム改修委託料です。

吉永美子副会長 このシステム改修委託料162万8,000円の算出根拠をお願いします。

日高社会福祉課主査兼生活保護係長 こちらに関しては他市町に確認いたしましたが、やまぐち自治体クラウドサービスを利用している市町については同一の料金であることを確認しており、妥当と考えております。

奥良秀分科会長 妥当ということですか。ほかに質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ歳出を終えまして、歳入の質疑に入りたいと思います。歳入全般で質疑はないでしょうか。10ページからです。10ページ、11ページからです。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)歳入のところから質疑なしということで審査番号③番について終了いたします。休憩を今から挟みまして、午後4時35分から再開いたします。では休憩入ります。

午後4時28分 休憩

午後4時35分 再開

奥良秀分科会長　それでは休憩を解きまして分科会を再開いたします。続きまして、審査番号4番を飛ばして、審査番号5番に移ります。審査事業19、GX推進事業ということで執行部から説明を求めたいと思います。

山本市民部次長兼環境課長　審査番号19、GX推進事業について説明します。資料78ページをお開きください。本事業は、本市におけるGXを推進することにより、産・官・学・民が協力して地域のカーボンニュートラルの実現を目指すため、GX推進協議会を開催し、今年度中のアクションプラン策定を進めるものです。GXは、グリーントランスフォーメーションの略語で、産業革命以来の化石燃料中心の経済、社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革することを指します。本市におけるGXの推進につきましては、3に記載しております背景や本市の特徴を踏まえ、令和6年6月に「山陽小野田市GX推進指針」を策定し、8月には山陽小野田市GX推進協議会を立ち上げました。本協議会は、GX推進に関する具体的施策の立案やGX推進アクションプラン策定の検討等を行うことを目的としており、委員の構成は4（3）のとおりです。今後のスケジュールとしましては、令和8年度から令和12年度の5年間を計画期間とするGX推進アクションプランを今年度中に策定、来年度からは具体的施策の実施・進行管理を進めたいと考えております。予算額につきましては、77ページの事務事業調書を御覧ください。GX推進協議会委員の会議出席に対する報償金として10万4,000円、出席者の傷害保険として保険料4,000円を計上しております。なお、これらの予算は協議会開催4回分を想定するものであります。説明は以上です。御審査のほどよろしく願います。

奥良秀分科会長委員　執行部からの説明が終わりましたので質疑を求めたいと思います。

吉永美子副会長　まず、協議会の開催ということで、令和7年度は4回で、令

和8年度、令和9年度は2回で、あとはもうないということですか。というのが、令和10年度、令和11年度は予算が計上されていませんし、これはもう協議会自体を令和9年度までで終わるといえることでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 今年度につきましては、アクションプランをつくるということもありますので、4回まで最低でも2回開催して委員の皆さんから御意見を頂くという形で進めたいと思っております。来年度以降につきましては、その年度の取組の状況や進捗管理というところについて、御意見を賜りたいということで年2回程度、その後につきましても今の数字は入れてないんですけれども、今後も毎年その辺りの進捗管理と取組についての御報告、それから御相談という形で、毎年開催は続けていきたいと思っております。

吉永美子副会長 毎年開催する当然だと思います。構成というところで何人なんでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 現状は11名ということで、当市の職員、行政職としては2名おまして、外部の方に9名という形にしております。要綱上は15人を最大人数として入っていただけるような形にはしております。

吉永美子副会長 それぞれ出てこられてるのは、一人ずつで、公募委員だけが複数人ということですか。

原野環境課主査兼環境政策係長 商工会議所につきましては、小野田と山陽それぞれ1名ずつ入っていただいております。そのほかの委員は、1人ずつで、委員がおっしゃるとおり公募の市民代表の方については2名ということになります。

山田伸幸委員 GXが一体何をするのがよく見えないんですけど、カーボ

ンニュートラル、名前はよく聞くんですけど、要するに温室効果ガス削減が最大の目標だと思います。では、山陽小野田市がこの中で、この協議会を通じてどこまで——強制力も恐らく持つことはできないと思うんですけど、何をもちろんでいらっしゃるんでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 冒頭の次長の説明にもございましたけれども、GXそのものが産業革命以来の化石燃料中心の経済社会、産業構造を中心としておりますクリーンエネルギーを中心としている社会構造を変革していくということで、カーボンニュートラルを目指しながら、それを企業でいうとビジネスチャンスにも変えながら、変革という言葉がトランスフォーメーションになりますので、やっぱり一番中心になることかなと思います。もちろん、これ企業だけに進めていただくものではなくて、市民の皆さんにもそういった意識改革もしていただきたいですし、その企業の取組も御賛同いただきながら、啓発とかも併せて、市全体で進めていきたいというのが一番の内容にはなろうかと思います。目指しているものはもちろん国が示しておりますカーボンニュートラルというところにはつながっていくと思います。

山田伸幸委員 結局、それは市民に何らかの協力を求めるような、例えば、家の電気の使用を控えるだとかいった形が出てくるんですか。

原野環境課主査兼環境政策係長 委員がおっしゃるとおり、やはり身近でできるものでいきますと、やはりそういった省エネっていうところとか、廃棄物を減らしていくリサイクルとかっていう5Rとかということも当然出てくると思います。先ほど申し上げた企業の活動に対する意識改革とか、身近なことから僕たちもしていこうというようなところの教育、学習面とかを通じてというところは出てこようかと思います。

吉永美子副会長 まだ、全く見えないんですけど、ちょうど1年前に一般質問したときの御答弁の中に、地元企業の競争力を高め云々というのがある

んですが、どのような手法で企業の競争力を高めていくんですか。

山本市民部次長兼環境課長 具体的なことにつきましては、現在、その内容を検討している段階ですので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

吉永美子副会長 具体的に御答弁できないのは分かるとして、だからこのアクションプランつくることによって、いい意味で地元企業の競争力が高まるというプランだと思ってよろしいということですか。

山本市民部次長兼環境課長 それも含んでおります。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）例えば、78ページのGX推進事業のところの2番で、「クリーンエネルギーを中心に」と本市のことを書いてるんですけど、本市に関わるクリーンエネルギーって何なんですか。それも今から考えられていくんでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 当然、今のお話にあったような太陽光もありますし、バイオマスの関係や水素エネルギーなど、いろいろなお話は各企業も検討もされてますし、省エネを含めたカーボンニュートラルにつながるような排出量の削減について考えていくということになります。当然、大手企業のヒアリング等も商工労働課を通じて一緒にお話を聞いたり、それから商工会議所にもいろいろ御協力を頂きながら進めていく形になります。

吉永美子副会長 今、アクションプランの策定で進めておられますが、その協議会の会長が、市民部長ですね。進めておられる中で、やはりいろいろお声を頂くと思うんですけど、我が山陽小野田市にとってこのアクションプランがそういったお声をくださる方にとって、どのように進んでいく、いい方向になっていくのを協議会の中でどのように感じておられる

んですか。

梅田市民部長 私が、その協議会の委員長をさせていただけておるんですけども、その中でそれぞれの委員がそれぞれの立場でいろいろな意見を述べていただきます。本市におきましては、従前から説明しておりますとおり、産業構造上、産業界から排出されるCO₂が最も多いというようなところがございますので、これをどのように今後クリアしていくかというところのアイデアについて、今、お出しいただいているような内容が多いかと考えております。

奥良秀分科会長 本市でも、例えば、CO₂でいえば、ごみ処理場であったりとか、言い方はどうか分かりませんが斎場であったりとか、いろいろあるんですけど、その辺も考えられていかれるんですか。

原野環境課主査兼環境政策係長 ごみ焼却場等については、委員がおっしゃるとおり、市の公共施設では一番排出量が多いところになるかと思えます。ただ、やはり大規模改修施設の改修とかを伴うときに合わせて、大幅にはやっっていく形にはなろうかと思えます。

奥良秀分科会長 公用車等々も考えられていかれるんですか。

原野環境課主査兼環境政策係長 こちらに公用車等についても、電気自動車とかハイブリッド車を入れてる自治体等も数多く増えてきてる中にあるんですけども、やはりこの当たりについても公用車の所管の部署等と連携しながら進めていくことを検討していく形になろうかと思えます。

奥良秀分科会長 もちろん御存じだとは思いますが、県内でも、当市は企業製品をかなり出している、たしか上位2市か3市には入るとは思うんですけど、これをどのように、書いてあるように本当に進められるのかなというところがあるんですが、企業にはもうお声がけされてるんです

か。

原野環境課主査兼環境政策係長　もちろん、経済活動をしていただいている企業に経済活動をやめてくださいと言うことは当然考えておりません。当然、企業も進めていかないといけないというお気持ちは聞いておりますし、やっけていかないといけないという、本社からそういう方針を出されているとか、いろんなお話は聞くんですけども、会社も当然利益を追求していく中で、どういった取組をしていく、どういう取組からできるかっていうところを模索しているっていうのが多いと今のところは感じております。長期的な上で、今後どういったことを市全体としてやっけていけるかというところを含めてお話を進めていく形になると思います。

中岡英二委員　CO₂の排出は、ごみ焼却場が多いということなんですが、具体的に何か対策を考えられていますか。

原野環境課主査兼環境政策係長　先ほどの答弁の繰り返しにはなるんですけども、やはり大規模改修とかを行うときでないと、なかなか抜本的なことはできないとは思っておるんですが、今の施設でいうと建設当初から導入しておるのは、排熱を利用した給湯設備は一部熱の再利用ということで行っているということはございます。

奥良秀分科会長　多分、他市でもアクションプランをつくられてると思うんですが、そういった流れによって当市もアクションプランをつくるようなことになってるんでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長　策定を義務づけられてるのは都道府県とか政令指定都市になるんですけども、ほかの自治体でもやはり今の国の動向、それから県もプランをつくられてますので、そういった背景というのは十分ある中で、本市の企業についても、だんだんとそういった意識が高められているというところがきっかけにはなっております。

中岡英二委員 このCO₂を削減するというところで、本市としての削減目標と
いうか、現在はこれぐらいでどれぐらいにしたいという数字は、これか
ら出てきますか。

原野環境課主査兼環境政策係長 こちらについては国が2050年カーボンニ
ュートラルを目指し、2030年に46%を削減するという目標を掲げ
ておりますので、基本的には国の目標に合わせて進めていきたいと思っ
ております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、
質疑はないということで19番のGX推進事業につきましての質疑は終
わります。補正予算書に移りたいと思います。22ページから質疑はあ
りますか。（発言する者あり）説明ですね。失礼しました。補正予算書
の説明を受けたいと思います。

山本市民部次長兼環境課長 審査対象事業以外の補正予算、環境課分について
説明します。お配りした資料「一般廃棄物（ごみ）処理事業（臨時分）」
を御覧ください。環境衛生センターでは、収集した空きかんのリサイク
ルを行っています。このたび、空きかん圧縮機の老朽化に伴い、更新工事
を行うとともに、更新までの間、圧縮加工を業者へ委託します。2（1）
圧縮機の用途ですが、空きかんをリサイクル業者に引き渡すためには、
インゴット（かたまり）の形状にする必要があります。本設備は、この
形状加工を行うもので、更新設備のイメージ及び現在の圧縮機は（2）
の写真のとおりです。次に、3、令和7年度予算額につきまして、4款
衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、12節委託料、空きかん処理委託
料300万円は、業者へ委託する圧縮加工費として、14節工事請負費
1、140万円は、圧縮機の更新工事費として計上しています。特定財
源につきましては、市債850万円を充当しております。なお、補正予
算書の該当ページは、22、23ページとなっております。最後に、債

務負担行為ですが、補正予算書5ページをお開きください。圧縮機の制作・設置に1年以上の期間を要するため、令和8年度まで、限度額1,731万円として債務負担行為を設定するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 それでは、補正予算書についての質疑を求めたいと思います。
22ページ、23ページ。

山田伸幸委員 処理委託料となってるんですけど、現在はこの出費を使わずにされてるということなんでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 そのとおりです。もともとこの圧縮機を使っておったんですが今、稼働ができない状態になっておりますので、この更新までの間に外部に委託したいということで計上しておるものであります。

山田伸幸委員 よく現場でもめることとして、空き缶として出していいのか悪いのかってということなんです。スプレー缶もこれは一緒にできるということでもよろしいんですか。

原野環境課主査兼環境政策係長 この機械でできるものになります。

吉永美子副会長 だから、現在の圧縮機が使えない状態にあるということでもよろしいですか。

山本市民部次長兼環境課長 そのとおりです。

吉永美子副会長 これはいつからでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 3月の下旬から使えない状況になっておりま

す。

吉永美子副会長 使えなくなつて以降はどういうふうにしておられるんですか。

山本市民部次長兼環境課長 今、使えませんので、フレキシブルコンパクトバッグに入れまして、引取業者にお渡しして、業者で圧縮加工してもらつてゐる状態です。本来、インゴッド(かたまり)にして出すべきものをフレコンバッグの袋に入れて、引き取つていただいている状況です。潰さずに、大きな袋に入れて、引き取つていただいているという状況です。

吉永美子副会長 それでも、要は市に収入は入るんですよね。

山本市民部次長兼環境課長 入りますが、圧縮加工する費用がかかります。収入としては入ります。売払いの収入としては入ります。

吉永美子副会長 圧縮加工はどこがやつてゐるんですか。その業者がやつてくれる。だから、例えば、100万円入るけど、圧縮加工に70万円だから、市には30万円ですという考え方でしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 金額は違いますけども、そういう考え方になります。(「そういう考え方ですね」と呼ぶ者あり)

吉永美子副会長 空き缶処理委託料は、今度はどういうふうになるんですか。違う形で委託をするということですか。今までやつてたその収入から減らしてじゃなくてということですか。

山本市民部次長兼環境課長 今、プレスせずにインゴットにしないで引き取つていただいているので、プレスする費用をお支払いしていかなきゃいけません。

須子環境衛生センター所長　今まで売払いの条件として、インゴッドにして渡すっていう条件で売払いをしてたんですけど、それができないからその分のお金を支払いますということ。インゴッドにする。今後の入札の条件の中には、これが入るまではインゴッドにできませんので、その条件で引き取ってくださいっていう条件をつけますから、新しい契約については、新しい契約になれば、空き缶処理委託料はなくなります。

吉永美子副会長　この300万円はどういう計算で出てくるんです。量ですか。空き缶処理委託料ってというのが300万円という計算の仕方です。

原野環境課主査兼環境政策係長　単価と量を掛け合わせてお支払いすることになります。

吉永美子副会長　300万円にしてるけど現実には減額補正も出てくるということですか。

原野環境課主査兼環境政策係長　可能性としては十分ございます。

古豊和恵委員　この機械はいつ入るんですか。いつ運用開始できるのか。

原野環境課主査兼環境政策係長　新しい更新の設備につきましては、来年度の納品になろうかと思っておりますので、債務負担を組ませていただいているということになります。

古豊和恵委員　そうすると、その空き缶個数に係る費用を払ってるわけだから、例えば市内で子供会や何だかんだで空き缶を特別に集めて出したりすることはやめたほうがいいってことですか。

原野環境課主査兼環境政策係長　その辺りについては、今までどおりにはしていただきたいと思っております。インゴッドするのが市の施設で行うか、委託業

者にやっていただくかという違いになりますので、今までどおりの資源ごみの活動はしていただけたらと思います。

奥良秀分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）3月に壊れたと言われたのですが、3月のときの費用はどのようにお支払いされたんですか。インゴッドにできなくて、そのまま缶のまま出していらっしゃって、なおかつ、要は、プレスをどっかでお願ひしてらっしゃるんですよ。そのお金はどっから捻出したんですか。令和6年度に出てましたか。

原野環境課主査兼環境政策係長 令和6年度末に壊れて、今後の対応を考える中で、実際に業者のほうにプレスを委託する契約の準備とかはしておりました。その間はセンターの敷地内に一旦保管する形をとっておりましたので、令和6年度について処理費用をお支払いするというごさいませんでした。

奥良秀分科会長 分かりました。ちなみにこのインゴッドは何トンぐらいあるんですか。

古谷環境衛生センター所長補佐 一つが、20から25キログラムの重さになるかと思います。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）債務負担行為のところ質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、以上をもちまして、審査番号5番を終了いたします。以上で本日の民生福祉分科会を閉会いたします。

午後5時5分 散会

令和7年（2025年）5月29日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀